○議長（斉藤　重君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０５分）

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤　重君）　日程第13、議案第13号　松崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第13号は、松崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長　菊池三郎君　提案理由説明）

○議長（斉藤　重君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○２番（福本栄一郎君）　ちょっとお伺いしますが、これは先ほどの道路の管理の関係の技術基準も同じですけれども、地域主権改革一括法によって、市町村が管理するということで、下りてきたわけですけれども、道路も同じです。河川も同じですけれども、地域の実情に合せたものがあるかどうかということなんですよ。

この第２条を見ますと、規則で定めるということですけれども・・、まだ規則はできていないと思うんですけれども、この辺の地域の実情、例えば、４条と次の５条に町長に委任とかということを入れた方がいいんじゃないかと思う点が１点と、それから、個人の・・、例えば、一番密着するのは、橋だと思うんですよ。個人的な。この占用の場合に適用するかどうかということを、まず、その２点ほどお伺いします。

○産業建設課長（菊池三郎君）　確かに、地域の実情というようなことがいろいろあろうかと思いますけれども、福本議員ご存知のとおり河川の維持管理というのは大変重要なところでございまして、地域に水害あるいは洪水等で被害を与えないようなところで考慮して考えていかなければならないというような中で、この管理基準につきましては、一定のものを定めて、そのもので管理していくというようなことで、特に地域の実情を考慮するというようなこと

は特に考えておりません。占用の関係につきましては、特に考慮することは考えておりません。

○２番（福本栄一郎君）　占用の場合には、技術的な橋が落ちる、落ちないの・・、これはもちろんですよね。簡単にやられては困ると、被害を及ぼすことはわかります。

　例えば、水量が下のクリアランスがとれない場合には、道路を20メートル、30メートル先から土盛りしてきて、下の水量が流れるようにしなさい。こういった規模の仕事になると、個人的な負担がかかるでしょう。確かに、大きな河川だったらいいでしょう。町で管理しているのは先ほど20カ所と言いましたよね。そういった場合は、幅が２メートル、３メートルの小さな河川です。それを下の水量を上げなさいといったら、道路を上げる・・、これじゃ、事実上不可能でしょう。

　例えば、西伊豆町の田子地区なんかは、ほとんど家の出入りに橋を架けてありますよね。あれはおそらく準用河川だと思うんですよ。

　その辺を、この松崎町内20河川あるところを適用したら、もう橋は架けないでくださいということになるでしょう。その辺の地域の実情に合せた規則を作る必要があると思うんですよ。そうじゃなければ、もう橋は架けないでください。何もこの床止めも水門もやらないでくださいということになるんじゃないですか。その辺は、どうでしょうかということなんです。

○産業建設課長（菊池三郎君）　言われるようなこともありますけれども、当然河川の流量がオーバーしてしまうとかというような状況においては、当然堤防を直さなければならないのではないかと考えます。

　それによって、堤防が整備されれば、当然そこに橋を架けて占用の申請が出てくれば、それなりの基準をクリアすれば、認可していくというような方向になろうと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○２番（福本栄一郎君）　堤防じゃなくて、通常の、例えば、町道があって、川があって、自分の土地があった場合は橋を架けなければ入れないですよね。その現状の町道、国道でもいいでしょうけれども、それをまたずっと上げてきて、下の水量を確保するためにやるということは、事実上できなくなるでしょう。個人的に。その辺は緩和措置がないんですか。要するに、地域の実情に合せた、松崎町なら松崎町の実情に合せたこの技術的基準を定める条例はいかがなものでしょうかということです。

　そうすると、もう橋が架けられなくなると・・。町内、先ほど言いましたように20河川あるというんですけれども・・。その辺がもう莫大な費用もかかるし、事実上不可能でしょう。最

大計画水量の水量を取るのに、橋を上に上げてください。上に上げれば当然道路も20メートル先、30メートル先から上げてくるでしょう。これはもう事実上不可能ということではないですか。その辺の考え方はどうでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君）　大変準用河川の扱いという中で、特に、河川の整備計画等を町として設けておりませんので、その占用の申請の段階で中身を検討して、許認可していくような形になろうかと思いますので、先ほど言ったように、整備計画がございませんので、申請をその前後何メートルから持ち上げてこいとかという話にはならないと思います。

○７番（関　唯彦君）　ちょっとお伺いします。２条です。もちろんこれはダムというのが入っているんですけれども、それを削除してありますよね。

そして、５条のところに揚水機場及び排水機場、それに、取水塔というのがあって、取水塔は外してあります。このようにいらないものは外してあるんですけれど、この中に揚水機場というのもありますね。これは松崎はないんじゃないかと思いますし、これから作るようなことはないような感じもするのと、それから、伏せ越しも入れておく必要があるのかなと・・、ちょっとした簡単な質問なんですけれど、ちょっと不必要なものも省いてある面、まだ残っているものもあるのかなと感じるんですけれど、どうなんでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君）　国の規定を参酌している中で、私どもは必要なものだけをここに上げさせてもらってあるわけですけれども、揚水機場は今後あまり該当がないかと思いますけれども、高い所へ水を上げるような施設が今後ある時には、これを明記しておかなければならないというようなこととか、伏せ越しというのは、揚排水施設のことでございまして、現実的には、いま現実をみれば、２級河川から取るところにあるのが多いわけですけれども、所によっては、準用河川から取っているような所もございますので、ここに明記させていただいているということでございます。

○議長（斉藤　重君）　ほかにございませんか。

○１０番（鈴木源一郎君）　これが堰だとか、川だとか、沢だとか、見てはおよそ見当がつくわけですけれども、管理のこういうのになってくると、ちょっと内容としてつかみにくいわけですが、さっき説明した１級河川、２級河川・・、２級河川の次の準用河川、その他の河川と、準用河川が20カ所あるとかないとかと・・、わが町の河川の状況から見て、この準用河川の延長はどのくらいあるんですか。準用河川の長さというのは。

○産業建設課長（菊池三郎君）　先ほど申しましたように、20河川の準用河川がありまして、南川とか、渋川とか、そういうところは指定しているわけですけれども、全部で16.5キロ延長と

してはございます。

〇１０番（鈴木源一郎君）　そうしますと、その16.5キロの準用河川の外側にあるもの、２級河川は違う管理になるのかもしれませんが、その他の河川とかは、この構造基準というか、これは適用外になるというふうに解釈していいわけですか。どういうふうになるわけですか。その他の河川はどうなるのですか。

〇産業建設課長（菊池三郎君）　この条例は準用河川の技術的基準でございますので、準用河川以外のものについては適用にならないということでございます。

〇議長（斉藤　重君）　ほかにございませんか。

〇２番（福本栄一郎君）　さっきの５条の続きに、町長に委任というということで、規則で定めるというのがないですけれども、それについては、第２条の次に掲げる事項について規則で定める。これは条文はなくても、読み替え規定という考えでいいですか。規則はまた別途作るという形で、しかも地域の実情に合せた緩和措置と言うんですか、そういうことですか。その辺をもう一度確認の意味でお願いします。

〇産業建設課長（菊池三郎君）　いま議員がおっしゃるように第２条の中で規則で定めるというようなことで、規定をさせていただきまして、規則でその基準を定めて、地域の実情に合うようなことも記載をして、対応してまいります。

（発言する者なし）

〇議長（斉藤　重君）　質疑が出揃ったようでございますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（斉藤　重君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

〇議長（斉藤　重君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

〇議長（斉藤　重君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 13 号　松崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（斉藤　重君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。